

協議会組織の見直しについて

現状

法定協議会

地域公共交通会議

地域公共交通活性化・再生法

佐渡市の現状は二つの協議体を一体と
H20.6 設置 佐渡市地域公共交通協議会

今後

法律及び規則に定められた必須の構成員

法定協議会

地域公共交通会議

自家用有償運送
運営協議会

地域公共交通活性化・再生法
平成 26 年 11 月 20 日改正

道路運送法第 9 条 4 項

道路運送法施行規則第 51 条の 7

一体的に設置

新たに設置

市町村	地方公共団体（改正）	市町村長	市町村長
交通事業者		一般旅客自動車運送事業者	一般旅客自動車運送事業者
道路管理者		道路管理者	-
港湾管理者		-	-
公安委員会		都道府県警察	-
地域公共交通の利用者		住民又は旅客	住民又は旅客
-		地方運輸局長	地方運輸局長
-		一般旅客運送事業の運転手が組織する団体	一般旅客運送事業の運転者が組織する団体
-		-	実施事業者

上記の必須構成員のほか、学識経験を有する者その他の運営上必要と認められる者を加えることができる。

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の3の規定に基づき、佐渡市地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施並びに日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保その他まちづくりや観光振興などの地域戦略との連携を図り、面的な公共交通ネットワークの再構築に必要となる事項を協議するため、佐渡市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

網形成計画の作成及び実施に関する事項

地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員20人以内で組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、佐渡市長をもって充て、副会長は、委員の互選により選出するものとする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、佐渡市に事務局を置く。

(会計)

第8条 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の出納の監査は、委員の互選により選出された委員が、その職務を行うものとする。

3 前項の規定による指名を受けた委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、協議会が必要と認めた者とする。

(報酬及び費用弁償)

第12条 協議会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表(第3条関係)

区分
市長が指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
住民又は利用者の代表
地方運輸局長が指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
道路管理者
都道府県警察
会議の運営上必要と認められる者

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号の規定による自家用有償旅客運送のうち道路運送法施行規則第49条2号に規定する過疎地有償運送及び同施行規則第49条3号に規定する福祉有償運送の必要性並びに自家用有償旅客運送を行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 自家用有償旅客運送の登録を申請する場合における運送の必要性 旅客から収受する対価並びに輸送の安全の確保及び利用者利便の確保措置に関する事項
- (2) その他市長が自家用有償旅客運送に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員を持って組織する。

- (1) 新潟運輸支局の職員
- (2) 福祉有償運送を実施する団体の代表者
- (3) 過疎地有償運送を実施する団体の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 住民又は旅客
- (8) 市長の指名する佐渡市の職員
- (9) その他会議の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、佐渡市交通政策課長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の総意により決定することとする。
- 4 やむをえない理由のため協議会に出席できない委員は、同一の団体に所属するものを代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 5 会長は、協議会の運営上必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を求め、又は

必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、佐渡市社会福祉課、高齢福祉課及び交通政策課に事務局を置く。